

共済年金 だより

No.99

平成22年10月発行

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

< 重要 >

- 「平成23年分の扶養親族等申告書」が同封されていた方へ …………… 2頁
- 平成23年分からの年金の所得税について …………… 3頁
- 扶養親族等申告書に関するQ&A …………… 4頁

< お知らせ／お願い >

- 全国年金相談開催案内(11月以降の開催) …………… 5頁
- 年金に関する各種届出について …………… 6頁・7頁
- 読者のひろば・原稿募集・お問い合わせ先 …………… 8頁



「吹割の滝とつり橋」群馬県沼田市 荻須吉洋（東京都）

「平成23年分の扶養親族等申告書」 が同封されていた方へ

「扶養親族等申告書」の提出期限は、平成22年11月17日です。

年金から所得税を源泉徴収する際に基礎的控除等の所得控除を受けるためのほか、市町村が個人住民税を算定するためには、同封の「扶養親族等申告書」の提出が必要です。

ただし、会社等に勤務し、その給与支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方は、「扶養親族等申告書」を提出する必要はありません。

「扶養親族等申告書」の送付にあたって

◎「扶養親族等申告書」は、退職(共済)年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成23年中に支払われる年金の額が次の金額以上の方にお送りしています。

① 65歳未満の方(昭和22年1月2日以後の生まれの方)……………108万円

② 65歳以上の方(昭和22年1月1日以前の生まれの方)で

退職共済年金を受給している方……………80万円

退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の年金を受給している方……………158万円

◎上記の金額未満の方は、課税対象とはなりませんので「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

◎また、障害(共済)年金や遺族(共済)年金などの「障害」または「死亡」を給付事由とする年金は、非課税ですので、これらの年金を受けている方にも「扶養親族等申告書」はお送りしていません。

「扶養親族等申告書」を提出した場合の所得税額と、提出しなかった場合の所得税額

(例)年金一郎さんの場合



本人(無職)
退職共済年金
年金額 180万円
年齢 64歳



妻(無職)
年齢 61歳
(控除対象配偶者)

定期支給期月毎の
所得税額

「扶養親族等申告書」を提出した場合(基礎的控除などの所得控除があります。) ⇒ 1,500円

「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合(基礎的控除などの所得控除はありません。)

⇒ 22,500円

※詳しくは同封の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の
3ページ **4 所得税の源泉徴収について** を参照ください。

平成23年分からの年金の所得税について

平成22年度の所得税法の改正により、平成23年分の年金からの源泉徴収に際しては、年金の支給額から受ける所得控除のうち扶養控除等の見直しが以下のとおり行われます。

1. 16歳未満の扶養親族に対する扶養控除(月額32,500円)が廃止されました。
2. 16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除について、月額52,500円から月額32,500円に変更となりました。
3. 控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、特別障害者控除は月額35,000円から月額62,500円に変更となりました。

扶養控除対象者等	改正前控除額 (平成22年分まで)	改正後控除額 (平成23年分から)
16歳未満の扶養親族 に対する扶養控除	月額32,500円	0円
16歳以上19歳未満の扶養親族 に対する扶養控除	月額52,500円	月額32,500円
控除対象配偶者又は扶養親族が同居の 特別障害者である場合の特別障害者控除	月額35,000円	月額62,500円

(注) 16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されますが、障害者控除は受けることができます。(詳しくは、同封の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告の手引き」の10ページの「障害者控除の説明」を参照ください。)

(16歳未満の扶養親族について)

- 毎年、年金の支払者である連合会は、年金受給者の方々の住所地の市町村に年金の支払額及び所得控除の内訳について報告をしております。この報告は、市町村が個人住民税(市(区)町村民税・(都)道府県民税)を算定する際の資料となります。
- 個人住民税の算定(主に非課税限度額の算定)の際に使用するため、障害の状態にかかわらず、16歳未満の扶養親族の方を申告していただく必要があります。
- 「平成23年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の「扶養親族(16歳未満)」欄に氏名、生年月日等を記入してください。

扶養親族等申告書に関するQ&A



昨年申告した内容に変更が生じましたが、変更した事項のみ記入すればよいのでしょうか。



変更した事項欄だけでなく、「控除対象配偶者」、「扶養親族」及び「障害者」等の該当するすべての事項を改めてご記入ください。
記載漏れがありますと、その事項については控除の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。



私は、今年から障害の状態になりましたので、障害者控除の申告をしたいのですが、「普通障害」か「特別障害」の区分をどのように判断すれば良いのでしょうか。



「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方や、障害者として認定あるいは判定を受けた方は障害者控除を受けることができます。
「普通障害」と「特別障害」の区分については、障害の程度により定められており、詳しくは同封の「平成23年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の10ページを参照ください。
なお、今年から障害の状態ということですので、平成22年分の所得税控除の修正については、来年2月中旬以降の確定申告の際に修正申告をしていただくこととなります。



妻は、現在、控除対象配偶者に該当しておりますが、来年(平成23年)妻自身、年金を受ける予定です。この場合、引き続き控除対象配偶者に該当するのでしょうか。



奥様が平成23年中に受ける年金の額によります。奥様が65歳未満の場合は108万円未満、65歳以上の場合は158万円未満であれば、引き続き控除対象配偶者に該当します。



来年(平成23年)から8歳になる孫を扶養することになります。この場合、孫のことを「扶養親族等申告書」で申告する必要があるのでしょうか。



申告する必要があります。
平成22年度の所得税法の改正において、年金から受けることができる所得控除のうち扶養控除等の改正が行われ、**年齢が16歳未満の人に対する扶養控除(月額32,500円)が廃止**されました。
この改正は、**平成23年分**の年金の支給額から源泉徴収される所得税から適用され、お孫さんは所得税の控除対象にはなりません。市町村が個人住民税(市(区)町村民税・(都)道府県民税)を算定する際の資料となります。
「扶養親族等申告書」の「扶養親族(16歳未満)」欄に氏名、生年月日等の記入をお願いします。
またこの場合、初めての申告になりますので、お孫さんについてだけでなく、申告するすべての事項を改めてご記入ください。

全国年金相談開催案内(11月以降の開催)

平成22年度の年金相談につきましては、全国32地区で開催いたしております。11月以降の開催日程は別表のとおりです。

各会場とも開催地ごとの予約制となっており、**予約は開催日の1週間前まで受け付けております。**

なお、開催日程等につきましては、当会のホームページ(<http://www.kkr.or.jp>)にも掲載しております。

また、諸事情により開催日程が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

■ 別表 平成22年11月以降の年金相談開催日程

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
福岡市	11月12日(金)	KKRホテル博多	徳島市	1月21日(金)	ホテル千秋閣
熊本市	11月12日(金)	KKRホテル熊本	大分市	1月28日(金)	グリーンリッチホテル大分駅前
那覇市	11月19日(金)	サザンプラザ海邦	前橋市	2月 4日(金)	前橋ホテルサンカント
松江市	11月26日(金)	サンラポーむらくも	柏市	2月 6日(日)	柏商工会議所会議室
所沢市	11月27日(土)	所沢市民文化センター	立川市	2月10日(木)	ザ・クレストホテル立川
さいたま市	12月 3日(金)	ホテルプリランテ武蔵野	横浜市	2月18日(金)	KKRポートヒル横浜
つくば市	12月10日(金)	オークラフロンティアホテルつくば	川崎市	2月25日(金)	川崎ホテルパーク
千葉市	12月17日(金)	プラザ菜の花			

ご予約をされます皆様へ

連絡事項 (年金相談をご予約される前に必ずお読みください。)

◎年金相談予約方法

1 電話でご予約される場合…予約専用電話 [03-3265-9708](tel:03-3265-9708)に連絡願います。(土日祝日を除きます。)

受付時間は午前10時～12時、午後1時～6時までとなります。

2 インターネットでご予約される場合…「KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp>)」からのご予約となります。ご予約は次の手順で行ってください。「KKRホームページ」の、①「長期給付情報」の「相談案内」を開く、②「相談案内」の項番1の「年金相談・年金見込額試算について」を開く、③「年金相談会の予約をしたい」を開き必要事項を入力の上送信してください。

3 郵送でご予約される場合…「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、希望時間(午前・午後)(2)氏名(フリガナ)(3)生年月日(4)住所(5)連絡先電話番号(6)年金証書記号番号(7)相談内容を記入して下記宛にお送りください。

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室予約受付係

◎年金相談をご予約された皆様には、別途、開催日にあわせてご自宅に相談会のご案内を送付させていただきます。

年金に関する各種届出について

民間会社などに再就職したとき、または国会議員等になったとき

退職(共済)年金・障害(共済)年金・減額退職年金等を受給されている方が、次のいずれかに該当したときは、その再就職している間、ボーナス等も含む賃金に応じて年金の一部の支給が停止になることがあります。

1. 民間会社等に再就職され、厚生年金保険、私立学校教職員共済の公的年金制度に加入されたとき
2. 昭和12年4月2日以降の生まれの方で70歳以後、厚生年金保険適用事業所に勤務されている方や私立学校教職員共済制度の特定教職員として勤務されている方
3. 国会議員や地方議会の議員に就任されたとき

◆具体的な手続き



公務員として再就職したとき

退職(共済)年金、障害(共済)年金、減額退職年金等を受給されている方が、再び公務員(国公立大学法人、独立行政法人、郵政グループ等を含みます。)として再就職し共済組合に加入された場合には、その翌月から原則として年金は支給停止になります。

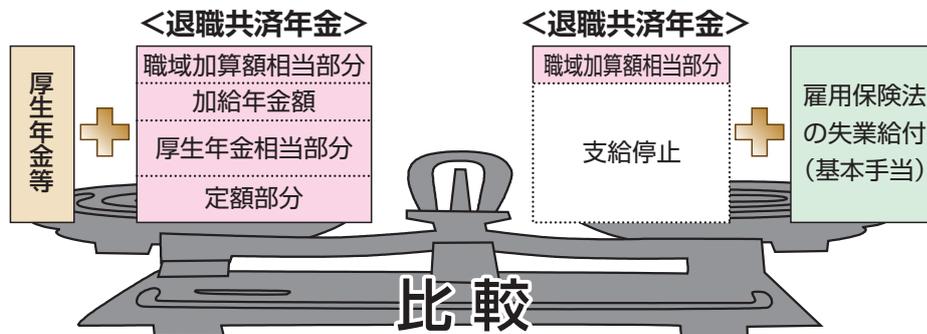
◆具体的な手続き

この場合は、「再就職届」(※1)を再就職先の共済組合にお届け願います。

雇用保険の失業給付を受けようとするとき

65歳未満の特別支給の退職共済年金の受給権者の方が失業給付(雇用保険法による基本手当又は船員保険法による失業保険金)を受けるために、公共職業安定所(ハローワーク)または地方運輸局に求職の申込をしたときは、求職の申込をした月の翌月から退職共済年金の支給が停止となります(職域加算額に相当する額を除きます)。

公共職業安定所(ハローワーク)に「求職の申し込み」をする前に、失業給付(基本手当)の額を試算し、退職共済年金の額と比較のうえ、どちらを受給するか選択してください。失業給付を一度請求してしまうと、原則としてその取り消しはできません。



◆具体的な手続き



加給年金額が加算されている方へ

加給年金額の対象者が次のいずれかに該当したときは、加給年金額は支給されません。

	対象者	発生事由
1	加給年金額 対象者である 配偶者	① お亡くなりになったとき ② 離婚したとき ③ 公的年金制度から老齢厚生年金又は退職共済年金(いずれも加入期間が20年以上であるか又は20年とみなされる年金)を受けることになったとき(※2) ④ 公的年金制度から障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金を受けることになったとき ⑤ 年金受給権者ご本人によって生計が維持されなくなったとき(※3)
2	加給年金額 対象者である 子	① お亡くなりになったとき ② 年金受給権者ご本人の配偶者以外の養子となったとき ③ 養子である子が離縁したとき ④ 婚姻したとき ⑤ 年金受給権者ご本人によって生計が維持されなくなったとき(※3)
3	年金受給権 者ご本人	加給年金額が加算された老齢厚生年金を受けることになったとき(老齢厚生年金が優先されます)

※2「加入期間が20年以上とみなされる」かどうかは、老齢厚生年金については年金事務所で、退職共済年金については各共済組合で確認してください。

※3「生計が維持されなくなったとき」とは、加給年金額対象者と年金受給権者が生計を共にしなくなった場合(例えば、別居)、又は加給年金額対象者の年収が850万円以上になった場合をいいますが、具体的には個別の事情により判断します。該当すると思われる場合は、担当(給付第二課第4係)までお申し出ください。

◆具体的な手続き

上記の事由に該当した場合は、「加給年金額対象者異動届」(※1)に必要な書類を添付のうえ提出してください。



- 年金に関する各種届出が遅れますと年金額の払い過ぎが多額となり、返済等でご面倒をおかけすることになります。

(※1)年金に関する各種届出用紙について

年金に関する各種届出用紙については、年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。用紙がない方は、連合会のホームページ(<http://www.kkr.or.jp>)から取得することができます。また、連合会年金部までお電話いただければ用紙をお送りいたします。





読者のひろば



パークゴルフで 元気をもらいました

「今日も晴天のようだ。パークゴルフに行きましょう。」と言う妻の声に元気をもらい起床する。今は私も妻も古希も過ぎ毎日が日曜日の中で健康維持と友との友情を求めパークゴルフに明け暮れの毎日です。

郵政生活を終えて七年余、退職と同時に友人の誘いでパークゴルフをはじめて以来、今日まで、私も妻も大病もなく元気で毎日の生活をエンジョイしているのも、このパークゴルフと老後の年金のおかげと感謝している。年金も決して満足する額とは言えないが、現役時代の労苦に対するものと感謝しながら生活しています。

パークゴルフは、北海道で生まれた国産のスポーツで本ゴルフのミニ版のようなもので、自然を大切に、三世代交流、安全で楽しいスポーツです。今、私達の周りでも急速に普及し、年々競技人口が増えています。土日ともなると各地で交流会が行われ仲間同士の笑顔での付き合いが行われています。道具もクラブとボールがあればでき、ボールを打ちながらカップインするその打数で順位を争うもので、歩くことを基本としているため、私達年配者はもちろん子供にも最適のスポーツです。

プレー後は、日々反省と明日の上達をめざして健康を維持しながら、今、妻共々老後を楽しんでいます。

秋田県 二木 鉄夫 (73歳)

「老い」との対峙その挑戦

私の隣町の観音さんは別名「コロリ観音」と呼ばれ昔も今も深い信仰を集めている。

現代版PPKと同義で人生の終末はかくありたいとの願望は昔も今も変わらないものである。

高齢者の一員として自己管理で、自立、自助、自援でと心掛け「老い」と対峙したいものである。以下、次の三点に焦点を当て触れてみたい。

1.運動について

朝のテレビ体操、4キロ強のウォーキングを日課とし、今では生活の一部と定着している。今後も続け運動の柱としたい。更に仲間やグループの中での運動の具体化を。

2.詩講座等の受講について

地元歴史博物館の歴史講座や講演会に参加している。未知の歴史に触れ、新知識を得ることは楽しいことである。

時あたかも2011年のNHK大河ドラマが「江～姫たちの戦国」に決定、私たちの地元が舞台の中心になることもあって喜びと期待に熱く盛り上がりっており私もその一人。

3.「自分の歩み」に挑戦

自分史に程遠いが「私の歩み」の整理を思い立ち記憶をたどって記録し、資料を集め整理し、パソコンのキーをたたくことを始めた。

加筆、削除、修正があり当分紆余曲折があるのでは…腰を据え気長に対応をしたい。

滋賀県 西村 新三 (74歳)

<「読者のひろば」係より>

毎回多数のご応募を頂きありがとうございます。

「共済年金だより」は、昭和50年2月の創刊以来、今回で第99号になり、次号の来る平成23年1月号で第100号を迎えることになりました。これも皆様のご支援があればこそと感謝しております。

つきましては、『読者のひろば』では、通常、「挑戦・実践・苦戦」の3テーマで募集しておりますが、通常の募集の他に、第100号では特別掲載号として是非『第1号からお読みいただいている方の投稿(テーマ自由)』をお待ちしています。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係まで送付ください。なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】 〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03)3265-8141 (代表)

◆電話でのお問い合わせは、土日祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

◆最近、間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス : <http://www.kkr.or.jp>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)